## 新司法試験調査会在り方検討グループ(第5回)議事録

(司法試験管理委員会庶務担当)

1 日時

平成15年6月12日(木)15:30 ~ 17:40

2 場所

法務省大臣官房人事課会議室

3 出席者

(委員)

磯村保,小津博司,柏木昇,釜田泰介,鈴木健太,中川英彦,宮川光治 (敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課)) 池上政幸人事課長,横田希代子人事課付,古宮義雄試験管理官

## 4 議題

- (1) 優先的に検討すべき事項について
- (2) その他の論点について
- 5 配布資料

資料 1 優先的に検討すべき事項に関する意見(たたき台)

資料2 総合評価の方法について(イメージ)

資料3 在り方検討グループにおける論点の整理

## 6 議事等

(1) 優先的に検討すべき事項について

【釜田委員】お忙しいところ集まりいただきましてありがとうございました。第 5回の在り方検討グループの会議を開かさせていただきます。初めに庶務担当の 方から配布資料につきまして御説明いただきます。

(庶務担当から配布資料について説明)

【釜田委員】それでは本日の協議に入らせていただきます。これまでの審議を踏まえまして,論点整理の中から在り方検討グループで優先的に検討すべき事項を拾い出したものを,庶務担当の方でたたき台として作ってもらいました。このたたき台案の各項目に従い,御意見をいただきたいと思います。

それでは,1の「試験実施の基本的枠組みに関する事項」というところから入らさせていただきます。その(1)は,試験の実施時期及び日程でございます。

(庶務担当から配布資料1中,1の(1)の一つ目の について説明)

【横田人事課付】最初の は、試験の時期に関するものでございますが、短答式及び論文式試験を同時期に、毎年5月中旬ころまでに実施するという内容になっております。

これについては、特にこれまで反対の御意見はございませんでしたが、6月末ごろに試験を実施してはどうかという御意見もございました。この点を検討させていただきましたが、やはり6月末ごろに試験を実施したのでは、合格発表までに十分な採点期間を確保することが難しいのではないかと思われます。特に、試験実施後の期間すべてを論文式試験の採点のために確保できるわけではなく、短答式試験による一次評価に要する期間、その他の事務的な作業に要する期間等を確保しなければならないこと、また、これまでにない新しい試験を実施するということから、ある程度の時間的余裕を見込んでおく必要があると考えております。

【釜田委員】実施時期については 5 月中旬ころが適当ではないかということでございますが、いかがでしょうか。

【磯村委員】6月末ころに試験を実施してはどうかという意見を申し上げたのは私なので,その趣旨を説明いたします。法科大学院の教員が試験委員として採点することを考えると,学期中にはなかなか時間を取ることができないのではないかと思われ,もし採点時期を早めることができないのであれば,受験機会を早く与えても結局合格発表が遅くなるので,それぐらいなら少し試験準備ができる期間を設定するということもあり得るかなというように考えました。

ただ、今の庶務担当の御説明で、事務的にそういう必要があればまた違ってくるのですが、やや懸念される点は、例えば土日を使って採点するというようなことですと、多数の答案を採点する際に少し時間的間隔が生ずるためにばらつきが生じる可能性があるのではないかということです。むしろ、ある程度期間を限定して集中的に採点する方が、評価が統一されるかもしれないというイメージがあったのですが、それはいろいろな事情の中の一つの観点だと思いますので、特にそれにこだわるというということではありません。

【釜田委員】それでは,この点につきましてはよろしいですか。それでは毎年5月中旬ぐらいまでに実施するということで,これは確定させていただきたいと思います。それでは次の の説明をお願いいたします。

(庶務担当から配布資料1中,1の(1)の二つ目の について説明)

【横田人事課付】次は,合格発表の時期についての項目でございます。合格者が 年内に司法修習を開始することを可能とするため,合格発表は毎年9月始めころ までに実施するという内容で,あまり反対意見はございませんでした。なお,「将 来的には合格発表時期も,更なる早期化を検討するべきである。」という御意見 もございました。

【釜田委員】これにつきましては、いかがでございましょうか。

【宮川委員】「将来的には,更なる早期化を検討すべき」というのは私の意見なんですが,移行期においては,現行司法試験の合格者の修習期間が1年4か月である関係から,新司法試験の合格者の修習開始時期が11月末か12月初めにならざるを得ないということがあるかと思います。ただ,将来的には司法研修所の受け入れ態勢ということから言うと,修習開始日をもっと早めることは可能ですので,世の常識に従って,10月ころには修習開始ができるように,合格発表時期も更に早期化するということを検討すべきではないかということです。

【釜田委員】そういたしましたら現段階では、こういう形でよろしいですか。

【宮川委員】結構です。

【釜田委員】御異論なければ,合格発表は毎年9月始めころまでに実施するということにさせていただきます。それでは次をお願いします。

(庶務担当から配布資料1中,1の(1)の三つ目の について説明)

【横田人事課付】次は,論文式と短答式の日程についての項目でございますが, 日程につきましては,「試験時間受験者の便宜等を考慮し,連続する3,4日間 とすることとし」としております。

これについては、3日間で収まるようにすべきであるという御意見と、少なくとも4日程度は必要ではないかという御意見がございました。どちらの御意見もあり得るかと存じますが、3日間とした場合には、4科目あります論文式試験のうち、少なくとも2科目について3時間以下の試験時間でなければ、日程的に厳しくなると考えております。休憩時間、昼食時間、開始時刻及び終了時刻などを考えますと、2科目の試験時間が3時間にならざるを得ません。この点につきましては科目別ワーキンググループで御検討中の論文式試験の試験時間とも密接にかかわる点でもありますので、ここでは3、4日間という併記的な表現にさせていただいております。

また、括弧の中身の「短答式試験については、3科目を一括して実施する現行の方法ではなく、各科目につき、相応の時間を設定し、格別に実施する方法について検討する」という部分ですが、恐らく、3科目を一括して憲法20間、民法

20問,刑法20問という形で実施する現行の方法を何らかの形で変更することについては、御異議のないところだと思います。けれども、各科目別で行うのではなく、科目間の融合問題の出題の可能性を否定せず、かつ、各科目の問題を混載させたような試験もあり得るのではないか」という御意見もありましたので、その点について御検討の余地があるものとして括弧を付けたものです。

【釜田委員】いかがでございますか。

【鈴木委員】私が,少なくとも4日間程度という意見を出させていただいたのですが,今の庶務担当からの御説明のとおり,この日にちだけを先に決めても始まらない話で,短答式の時間数とか論文の時間数と絡んだ問題でございまして,私は短答は少なくとも各科目とも2時間くらいは要るのではないのかと,長い方も3時間にこだわることはなくて,もう少し長くてもいいという考えでございますし,論文の方は,やはり1科目4時間は必要ではないかと考えておりますので,それとの兼ね合いで,今,論文が,3日間ですと3時間程度で収まらなければならないという話がありましたように,やはり3日ではとても無理ではないか,そういう意味で少なくとも4日,もう少し長い方がいいということもあると思うのですけれども,現実的な問題を考えたときに,少なくとも4日という意見を出させていただいたわけです。

【釜田委員】これは後の試験時間数と大きくかかわっておりますので,この段階では,3 ,4日とするという幅を持たせておくしか方法がないでしょうか,いかがでしょうか。

【鈴木委員】3,4日とするということのニュアンスだと思うのですね。どちらでもいいよということなのか,両論併記みたいな意味で3,4日としているのか,この読み取り方が問題かなと。

【柏木委員】私は,緊張が持続するのは,多分3日が限度だと思うのですけれども,むしろどういう問題をどう出すかということも関係してくると思います。短ければ短いほどいいと思いますけれども,3日にこだわるという趣旨ではありません。

【宮川委員】前回,3日案というのを出しましたけれども,作りながらすごくハードだと思った次第です。3日案ですと,二つの科目について3時間以内でなければならないという実施上の制約があるというお話ですが,そのとおりだとすると,3時間以内という選択肢は私は無いと思っております。審議会意見書では,できるだけ時間を掛けて事例を解析する能力等を試すということになっていますから,4時間と言っても4時間が最低で,5,6時間ということかと私は思っておりますから,3,4日という場合の,そのうちの3日は,ほとんど可能性がな

いということであれば、4日で合意するということでよいと思います。

【釜田委員】いかがでしょうか。あるいは,少なくとも 4 日程度と先ほど言って いただきました。

【磯村委員】試験会場の確保という点では大丈夫なのかどうか,それが気になるのですが。ちょうど法科大学院の学期中ですよね。

【中川委員】身体の不自由な方は4日とか5日でもいいのですか,現実はどうなんですか。

【鈴木委員】司法試験に合格すると,研修所に入ってくるわけですけれども,二回試験というのは筆記試験が5日間続きますし,その後に口述試験があります。5日間と言いましても,5科目プラス教養がありますので,正確に言いますと5日半ぐらいでしょうか,試験が連続して,その後口述試験と続きますので,やはり,それに耐えられる人でないと困るのではないでしょうか。この試験で体力をテストするわけではありませんし,二回試験の在り方自体も今後変わってきますので,それが今後続くかとは別問題ですけれども,少なくとも,現在の二回試験はそういう状況でございますので,3日より長い試験でもそれ程問題ないのではないかなという気がします。

【中川委員】それぐらいの持続力はないと困ることがあるということですか。

【鈴木委員】実際に実務に就きましても、1年中それでは大変でしょうけれども、 忙しい時期は、その程度の持続力は当然要求されるのではないかなという気がい たします。

【横田人事課付】今の試験時間の関係ですが,身体の不自由な方のことを考えますと,3日の日程で朝から夜までずっと試験が続くというのは大変ではないかと思います。ですから,3日間よりも4日間が辛いというばかりではないと思います。

また,磯村先生の方からお話がございました試験場の確保の件ですが,私ども も,法科大学院で御協力いただけないかと思っているわけですが,実際のところ, まだ会場について特にビジョンがあるわけではございません。

【宮川委員】身体に障害をお持ちの方々に対する対応というのは,別途考えるべきことだと思います。例えば,短答式試験の問題数については,問題数を減らすなどの方法を考えるとか,論文式についても,そういう工夫をして対応すべきことだと思います。

【釜田委員】日程につきましては,大体今の御意見では4日というご意見が多いようでしたが,あるいは少し幅を持たして,少なくとも4日程度とするか。

【鈴木委員】私は、異存はございませんけれども。

【磯村委員】3日はなかなかタイトであるという認識は,ある程度共通しているのではないかと思いますので,技術的な問題が残るとしても,取りあえず原案としては4日とする方向でまとまりつつあるかなという気がいたしますが。

【柏木委員】私もこだわりません。

【小津委員】中間報告を書くときに4日間と言いきるか,4日間程度とするかの書き振りかと思います。

【柏木委員】非常にテクニカルな問題だと思うので,幅を持たせた方がよいと思います。今の小津委員の意見に賛成です。

【釜田委員】この辺りは,4日間程度ということにしておきましょうか。

【磯村委員】括弧書きの問題なんですけれども,横領罪の問題と民法上の不法原因給付の問題が重なるようなケース,あるいは,二重譲渡と背任横領というような問題というのは,民事と刑事にまたがる問題の典型例として考えられるかもしれませんが,そうした問題が多数に及ぶことは考えにくいので,例えば,刑事法の分野で出題する,あるいは,逆に民事法がメインの問題であれば民事法の分野で出題しても差し支えないという程度に考えれば,受験生から言うと,現行の短答式試験のように分野が分かれている方が解答しやすいのではないかと思います。

同じ意味で,午前中に短答式をやって,同じ分野の論文式を午後にやるという方式の可能性についても考えてみたのですが,短答式と論文式とでは思考パターンが違うのではないかという感覚がだんだん強くなってきて,短答式は短答式で1日でまとめるというのが,科目別に分けるとしてもいいのではないかなという気がしております。

【釜田委員】そうすると短答式を1日やって、後の3日間は論文式をやると。

【磯村委員】民事系科目が少し長いとすると,選択科目を含めて,全体の組み合わせをうまく考えるということでしょうか。

【釜田委員】今のはいかがでしょうか,括弧書きにしていただいているところなんですが。

【小津委員】元々の文章で「各別に実施する方法について検討する。」と,わざわざ書くことの意味なんですけれども,何も書いていなくても,いろいろなやり方を検討するんだろうと思います。逆に検討するということを書くということは,それを相当積極的にお勧めしている,いいことだというニュアンスが出て来ると思います。

そういうことがはっきりしておりますのは,次の でありまして,「選択科目については,全体としてバランスのとれたものとなるよう検討する。」ということは明らかだと思います。そういうふうに考えますと,現段階でそれを積極的に勧めるというところまで行けないのだとすると,その括弧の中を取ってしまってはどうかという気がします。そこは御議論いただいて。

【釜田委員】いかがでございますか,今の御意見は。

【宮川委員】従前3日ということも検討していましたから,3日の場合は短答式を午前中にそれぞれ持ってくるという選択肢があったと思うのですが,4日ということであれば,第1日の午前・午後にまとめて短答をやってですね,2日目以降は論文試験とするということの方が,落ち着きがいいのではないかと思います。

【鈴木委員】宮川委員がおっしゃっている「まとめて」というのは,今の方式みたいに,全部問題を与えてこの間にやりなさいということなんでしょうか,それとも単に同じ日にやるということなんですか。

【宮川委員】問題数は多くなりますから、午前中3時間なら3時間で全部やるとという形にはならないだろうと思います。

【鈴木委員】科目別にやるか,全科目一つの問題用紙に入れて,1日掛けてやりなさいという違いはあると思いますが,それは特にどちらにもこだわらないという御趣旨ですか。

【宮川委員】例えば,午前中に民事を60問,午後に刑事と公法を40問ずつ,合わせて140問を昼休みを挟んでやると,そういうやり方もあるだろうし,アメリカのMBEのように140問を混在させて,午前と午後に二つに分けてやるという方法もあると思います。そこはこれからの検討課題かと思っています。

【鈴木委員】そうすると,このたたき台に書いてある「3科目を一括して実施する現行の方法ではなく」の,この現行の方法というのは,一緒にやってしまうという趣旨ですよね。私としてはどちらにもあまりこだわらないので,融合問題ということがあるとすると,まとめるということもあり得ると思ったのですが,ただ,時間の割振りが結構難しいのかなという気がしますので,時間配分のやりや

すさで言うと,同じ日にまとめるかどうかは別としてですね,各科目別々に短答の時間を決めた方がいいのかなという気がいたします。

【小津委員】いろいろと御議論があるようですから,いかがでしょうか,この括 弧の中をとりあえずはずしてしまっては。

【中川委員】私は何か,受験生の立場からしますと,やっぱり宮川委員が言われたように,今日は短答式の日だということの方がスッキリするような感じがしますね,3日間だとちょっと無理だけど,4日ならば日程的にも,割振りをどうするかという細かいところは別としまして,今日は短答式の日ということの方が,受験生の心理からすると分かりやすいのではないかという感じがしますけれど。

【釜田委員】そうしましたら,ここの部分につきましては,なお検討すべき点も ございますので,科目別ワーキンググループの御意見を伺って,また,後日検討 するということにしましょう。

【横田人事課付】一応,括弧書きの中身を取るという形でよろしいでしょうか。

【釜田委員】一応,外していただくということにしましょう。ここで確認させていただくことは,4日間程度とすると,現段階ではそういう合意に達したということにさせていただきます。それでは,次の点についてお願いいたします。

(庶務担当から配布資料1中,1の(1)の四つ目の について説明)

【横田人事課付】試験時間についての項目でございます。「試験時間は短答式試験についておおむね1科目当たり1から3時間の範囲内,論文式試験については,公法系,民事系,刑事系科目は,おおむね1科目当たり3から6時間の範囲内で各科目の実情に応じて設定するものとし,選択科目については,全体としてバランスのとれたものとなるよう検討する。」という内容でございまして,短答式1時間というのは短いのではないかとか,民事系と言えども6時間は長過ぎるのではないかなどの御意見をいただきましたが,ここに書かせていただきました範囲内であれば,おおむね御異論はございませんでした。

【釜田委員】このところはいかがでしょうか。

【磯村委員】一つ気になるのは , 先ほどの括弧書きを消すという部分との関係で , 1 科目当たり 1 から 3 時間という書き方が適当かどうかという点なんですが。

【宮川委員】3時間から6時間も適当かどうかということもありますね。

【磯村委員】ただ,論文式の方は,各科目毎に時間を分けて行うというのは前提となっているように思うのですが,短答式については,今の段階ですと,一括して3科目全部で6時間という方法と1科目ごとに1.5時間と,2.5時間というように分ける方法が両方ありうると思いますので,1科目当たりというのは,後者の方式を示唆する可能性があると思います。

【釜田委員】ここはどうなりますか。

【鈴木委員】先ほど,磯村委員の御指摘のような,科目間の融合というものが頭になかったものですから,論文については 1 科目当たりという表現はこれはこれでいいのかなと。

【磯村委員】私もそう思います。

【鈴木委員】ただ,私の方は4時間は必要ではないかという意見を出しておりま すので、3から6時間というのはやはり短いかなと思います。せめて下限は4時 間としていただきたいなという意見です。それから短答式につきましては,基本 的な知識を幅広く問うということからすると、やはりある程度の問題数が必要に なってくるのではないかと思います。そうしますと、現在、例えば憲法ですと2 0 問で 1 時間ちょっとになりますが、公法系ということで行政法が入って問題が 多数ということになりますと,2時間程度は必要になってくるでしょう。また, 短答式試験については、科目間の比率というものが2:3:2ではなくて、もう 少し開いていいのではないかと思います。例えば2対5対3ぐらいでもいいので はないかと、そういうことを考えておりますので、もし公法系が2で民事系が5 だとすると、単純に問題数と時間を比例させますと、公法系が2時間だとすると、 民事系が5時間ということになります。ただ,短答で5時間というのは長すぎる かなということがありますので、その辺はこだわりませんけれども。ただ、少な くとも最低2時間は必要なのかなという,それから長い方は4時間くらいは必要 になってくるのかなという気がいたしまして、この原案の1~3時間というのが 短すぎる,それから論文については,最低4時間は必要なのかなという気がいた します。

【釜田委員】そうすると具体的には,短答式試験が2時間から4時間ぐらいですか。

【鈴木委員】そうですね,私としては4時間よりも長くてもいいのだけれども, ただ現実には,日程の問題とも絡みますので,そういうことだと思います。

【釜田委員】論文式が4時間から6時間。どうですか時間につきましは。

【柏木委員】私は、6時間は長過ぎるのではないかという意見を持っていたのですが、宮川委員と話をしておりましたら、やはり複雑な問題で時間を掛けさせた方が、能力の判定が非常にしやすく、偶然でいい点数を取るという人が少なくなるという御経験をお話になっておられました。それも非常に大切なポイントで、試験時間だけで議論してもあまり意味がなく、どういう試験問題を出すのかということとリンクするのだろうという考えを持っております。だから、私は6時間も緊張が続くのかなということを心配しまして、長過ぎるのではないかという意見を申し上げましたけれども、これはどういう問題を出すかという問題とリンクしていて、何時間でなければいけないということ事態はあまり重要性がない問題ではないかなという気がします。

【釜田委員】そうですね。

【中川委員】1科目当たりという場合に、1科目の問題数というのは幾つくらいを考えることになるのですか、つまり1問にどれくらいの時間を掛けられるのかという。

【柏木委員】非常に複雑な事例問題を与えるような問題であれば 2 題とか , そういうところになるのではないのですか。

【中川委員】1科目2題と。

【柏木委員】ええ。例えば問題が10頁,20頁にわたるような問題であればということです。宮川委員はどういうイメージを持っておられますか。

【宮川委員】今,二回試験の論文式試験というのは,スタートは10時でしょうか。

【 鈴木委員】教養試験は除きまして,10時20分スタートで17時50分までで,休憩時間を1時間認めていますが,この間も書いていいということで,休憩時間を除くと6時間30分ですが,実質は7時間半ぐらい。

【宮川委員】休憩時間に休んでいる者はいませんよね。

【鈴木委員】と思いますが。

【宮川委員】7時間半という非常にタフな試験ですけれども,体調を崩して途中でリタイアするという人はめったにいなくて,風邪をひいてもみんなやり遂げています。

【鈴木委員】しょっちゅう休む者も、意外に二回試験は頑張っています。

【宮川委員】それだけの時間を掛けて,かなり長文のものを書かせますと,能力のあるなし,違いが良く分かりますね。

【鈴木委員】ですから,二回試験までいかなくともですね,例えば,修習前期での起案なんかも,短いのでも4時間くらいですし,普通の起案は全1日掛けて,与えている時間は6時間ですけれども,昼休みも含めますと実質7時間くらい掛けて書いているのです。それと同じかどうかは別としても,少なくとも書く方の気力とか体力とか,そういうものは特に問題がないような気がします。

【宮川委員】二回試験と同じようなやり方というわけにはいかないと思いますけど,前から述べていますように,相当量の資料を与えて,そして,茫漠とした中から意味のある事実を抽出して,それに適用する法規範や法準則,それをいろいる考えながら,事実と法準則との間を行ったり来たりしながら,事実の認定をし,適用する法準則を定立して,そして論理的にまとめ上げていくと,こういう作業を求めなければいけないわけですから,そうなると3時間とか4時間というのは短すぎるのではないかと,5,6時間だと思いますけど。

法務省から頂いた資料の中にですね,例えばバイエルンの第1次国家試験,1問で大体作業時間が5時間なんですね,これを見ると,1,2頁くらいの事例で考えさせるわけですが,それでもその程度の時間を掛けさせ,そしてその程度の時間に対応した物量のものを書かせるのであると思います。

このことは、司法試験を重くするということではありません。法科大学院の課程をきちっと履修している者であれば、特別の勉強を必要とせず対応できるはずであり、またそうした問題を作成しなければならないと思います。

【磯村委員】さっきのトータル4日程度ということと関係すると思うのですが,例えば1科目2問で5時間ないし6時間ですと,選択科目を入れると,3日でも終わらないのではないかというぐらいハードにならないでしょうか。1問2時間というのはそれなりの長さかなと思います。現在は2問で2時間ということですので,いろいろな資料を読ませる余裕はあるのではないでしょうか。民事系科目の場合に,配点比率をどうするかという議論に関係して,2問か3問かという問題がもう一つありますが,仮に3問ということになると6時間ぐらいというのはあり得るだろうと思いますが,2問で最初から6時間とすると,少し長すぎないかという気がします。

【釜田委員】そうしましたら,まず論文式の方は,先ほどの御意見では下限が4時間から6,7時間辺りになるのでしょうか。どうでしょうか時間の配分は。

【磯村委員】下限が3時間では少ないというのは恐らく共通していて,5時間か

4時間ぐらいというところでしょうか。1番下のあり得る範囲としては,4時間でもいいかなという気はします。

【横田人事課付】科目別ワーキンググループでも、おおむね4時間程度をお考えの科目があり、公法系と刑事系は4時間というお考えのようです。

【釜田委員】民事系は、どうですか。

【横田人事課付】民事系は、それよりもちょっと長めというイメージをお持ちのようです。

【磯村委員】仮に3問出すというときに、全部資料を読ませる出題形式にするのかという問題もあるのではないかと思いますので、単純に2かける3ということではないかもしれませんけれども。

【宮川委員】先ほど鈴木委員から出た4時間から6時間,それに賛成します。

【釜田委員】論文式は4時間から6時間。短答式は。

【磯村委員】これは3科目合わせて何時間から何時間という書き方はできませんか。とりあえず,例えば5時間から7時間。

【小津委員】短答式ですか。

【磯村委員】ええ,短答式の方を。

【釜田委員】短答式。今のは短答式ですね。

【磯村委員】1科目毎に分けるとは必ずしも限らないという先ほどの議論の関係で、トータルの時間数をこれぐらいにしてはどうかということです。

【釜田委員】1科目当たりではなくて。

【磯村委員】3科目合わせて、例えば5から7時間の範囲内で。

【釜田委員】これはいかがでしょうか。

【宮川委員】どのレベルの問題をどのくらいの数を出すかということにかかわってくると思うのですけれども、1問あたりに掛ける平均時間をみると、現行の短答式試験は1問当たり3分30秒です。アメリカのMBEは200問を6時間で

午前と午後に分けてやっているわけですから , 1 問当たり 1 分 4 8 秒ですよね。これはすごい差であると思います。 1 問に掛ける時間を長く設定するということと技巧的な問題とするということとは関連している。基礎的な問題を幅広く , しかも相当量出すということから言うと , ある程度スラスラと解けて , 時々難しいのが入っているということでよいのではないか。難しい問題への配点は , 同じ配点ではなくすればよい。そういうことも考えて , 1 問当たり , 例えば 2 分 3 0 秒とかですね , そのようなことで考えて 1 日に短答式を集中して行うということが良いと思います。集中してやる時間には限度があって , それはおおむねアメリカ並の 6 時間 , 長くとも 7 時間。だから 5 時間から 7 時間でいいと思います。

【鈴木委員】まず,さっきの実施の方法にも絡むところなものですから,それによっても違うのかもしれませんが,先ほども申し上げましたように,私としては 1 科目 2 時間は要るのではないかと,これを単純に 3 倍したら,最低時間をかけただけで 6 時間になりますので,そうだとして,上限 7 時間というのは短いかなという感じがします。特に問題数を民事系が多くということにしますと,ちょっと短いかなという感じがします。

【小津委員】2かける3で6ですけれども,それで1時間を余分に取って7時間としても短すぎるという感じですか。なおかつ,民事系が一番多いかもしれないということを前提にして,トータルで7時間とすると余裕がありそうな気がしますが。

【鈴木委員】科目の問題数の比に絡むところかなと,先ほど申しましたように 2 : 3 : 2 ということについて,論文式はその程度でいいかなという気がしますが,短答式試験については,民事系は基礎となる範囲が広いものですから,公法系,刑事系と比べればかなり問題数が多くてしかるべきかなと思います。先ほど言いました 2 : 5 : 3 という比率ですと,公法系に 2 時間ぐらい当てるのだとすると,民事系は 2 に 1 時間を足した程度では収まってこないのではないかなという気がします。

【小津委員】そこは,一番多い民事系で,どれだけ時間が必要かというのが民事系の立場から出ますね,そういうのを元にして,考えられたらいかがでしょうか。

【鈴木委員】その場合に,今度は,単純に比率というのは問題数で言っていいのか分からないのですが,むしろ2:5:3ということでないのであれば,もちろん計算自体が違ってきますが,5の方から考えて設定すると,それについて何題と,そうしますと,公法系の時間が短くて問題数も少なくなりすぎてしまうのが心配なのですが。

【横田人事課付】現在の科目別ワーキンググループでの検討状況を伺いますと、

民事系では60問程度,刑事系では大体40問から60問程度,公法系はいろいるな配点の問題を組み合わせる形で48問程度を検討されているようです。一方,試験時間については,公法系は1時間半程度,民事系は2時間強程度,刑事系は大体2時間程度をお考えのようです。

【鈴木委員】今のを伺うと、公法系、刑事系はその程度かなという気がしますが、 民事系が短すぎるのではないかなと思います。もちろん、問題を多数作るのが大 変だということがあると思うのですが、今後はある程度問題の使い回し、つまり、 ある程度は同じ問題をまた出してもいいというふうにすれば、問題作成という点 でも対応できるのかなという気がいたします。

【磯村委員】私自身も,公法系と刑事系は同じ比率で考えていて,短答式は3対 5 対 3 ぐらいのイメージで、仮にトータル 2 0 0 問近くという設定で試算すると、 民事系を90問として正確に3対5対3で計算すると,90問に対して公法系・ 刑事系が54問ずつということで、合計198問になります。誤差の範囲だとす ると,55問ずつとして合計200問ですね。かつて短答式が90問で行われて いたときに,3時間でもそれなりに時間は十分あったかなと思います。したがっ て,問題の出し方次第で90問で3時間という時間設定が十分可能かなと思いま すので、そうすると200問としてもトータル7時間程度で実施できるのではな いかという感じです。例えば今年度の民法短答式の1問目は代理権濫用と権限踰 越の異同を正しく理解できているかを問うものですが,出題の仕方ををもう少し 単純にすれば非常に素直ないい問題で、それほど解答時間を必要とせずに、しか も物の考え方を問うという出題の仕方ができるように思います。今年の問題でも, 誤っているものの組み合わせとして正しいものはどれかという出題形式のものが ありましたが,こうした設問の立て方は,何を聞かれているか注意する必要があ るため,受験生にとっても紛らわしいのではないかと思いますが,スムーズに解 答できる問題は、結構あるのではないかと思いますけれども。

【中川委員】おのずから常識があるのではないですかね,1日のうちで短答式でも何でも,これぐらいの時間でやってしまおうという,何か常識みたいなものがあってですね,あまり長いというのは,あまり良くないですよね。やっぱり物事が常識の中に収まっているということも大切だと思います。それで素早い判断というのかな,余り持って回った問題にしないということでしょう。その中で素早い判断を求めるというのも一つの在り方だと思いますから,あまり問題の方から考えるのではなくて,やっぱり常識的にこれくらいの時間内で収めようという努力をすべきだと思うのですけれども。

【鈴木委員】私も時間自体にこだわるというよりは、問題数にこだわっておりまして、あまり時間を短くすると問題数が少なくなってしまうのではないかということでございます。だから、磯村委員がおっしゃたように合計 2 0 0 問ぐらいで

も収まるのだということであれば,それはそれでいいのかなと思います。ただ, 自分で実際に短答式の問題を作ったことがございませんので,どの程度の問題な のかということは検討がつかないところではございますが。

【横田人事課付】おおむね3科目でという書き方ですと、いかにも現行と同じように3科目一括して試験を実施するのだというふうに読まれると思いますので、 当初の書き方で、時間数の部分を変えていただくというやり方はいかがでしょうか。

【磯村委員】科目別に分けるという,逆の読み込みをされる可能性もありそうで すが。

【横田人事課付】そうですね。

【磯村委員】これは表現振りの問題なので,庶務担当で工夫していただくという ことでいかがでしょうか。内容的には大体合意ができつつあると思いますので。

【小津委員】それから、表現を修文していただいた方がいいかもしれませんのは、論文式試験については各科目別に4時間から6時間の範囲内で設定すると、そういう御意見だと理解しているのですけれども、このように短答式と論文式と続けて書いてしまいますと、短答式についても、例えば1時間から3時間、あるいは、2時間から4時間の範囲内で各科目ごとにそれぞれ考えて、それでお終いなんだということにも読めるのです。けれども、短答式については、またそこで、各科目間の時間のバランスとかということを議論しなければいけないかもしれないという気もいたしますので、それを含めて、この書き振りを変更していただければと思います。

【中川委員】ここに,さっきの議論の短答式試験は1日でまとめてやるということも含めるかどうかですね。そして,その短答式の時間はこれぐらいの時間にしましょうと言うと,きちっと分かりますね。

【小津委員】私は,絶対ということではないのですが,どちらかというと短答式が1日にまとまっていた方がいいかなという気がすることと,それから短答式については,全体の時間があまりにも極端に長いと辛いかなと思います。

【中川委員】9時に始まれば5時に終わるとかですね,そういうことの方がやりやすいですね。

【小津委員】そういう感じがしていますけど。今までお話しされた中では 7 時間 という数字がマキシマムで,もう少し短くてもいいのではないかなと思っており ます。あくまでも感じですけれども。

【横田人事課付】それでは,3科目で5時間から7時間程度ということでございましょうか。

【小津委員】トータルだと5時間から7時間くらいですか,皆さんの意見ですと。

【磯村委員】1.5時間,1.5時間と2時間を足しても5時間ですよね。そうすると,5時間より下ということはないのではないのでしょうか。

【釜田委員】5時間から7時間ぐらいの時間。全体で。

【宮川委員】5時間から7時間ですか。

【鈴木委員】そうすると論文と書き方を変えるということになりますか。

【釜田委員】どうなりますか。1科目当たりで書きますから、今、1科目当たり。

【小津委員】これまでの御議論ですと1科目当たりの,短かったのは1時間半ですか,1.5時間というのが一番短くて,一番多かったのが。

【池上人事課長】3.5時間か3時間でしょうか。

【磯村委員】明確に書くということだとすると,例えば短答式試験については,3科目合わせて5時間から7時間程度の範囲内とするとして,括弧書きで,短答式試験について,各科目ごとについて時間を分けるかどうかについては,今後更に検討するというように書けばいいかもしれませんね。それが一番明確なメッセージでニュートラルであるということも含めて。

【釜田委員】どうでしょうか、そういうふうにするということで。

【小津委員】異論は,ありません。

【釜田委員】それでは,この段階では今おっしゃっていただいたような形にする ことにいたします。

【宮川委員】問題数については、民事系のワーキンググループではトータルで、60問が限度だというような意見のようですが、いやもっと頑張って、多く作ってもらうというメッセージを送るべきであるという議論なのでしょうか。

【磯村委員】送るべきではないかと思います。60問はいかにも少ない。

【鈴木委員】さっきも言いましたが、私も時間自体にはそんなにこだわらないのですが、この時間を見て、30題でいいや、50題でいいやということになると困るなという思いなものですから。

【釜田委員】それでは,意見交換の場で,科目別ワーキンググループにそのようなメッセージを送るということで。そうしましたら,論文式はどういたしましょうか。さっきの4時間から6時間とするということでよろしいですか。そうしたら4時間から6時間とするということで。それでは,(2)の配点等の科目間における配分のところに入らせていただきます。庶務担当からお願いいたします。

(庶務担当から配布資料1中,1の(2)の一つ目の について説明)

【横田人事課付】科目別の配分につきましては,まず配点につきまして記載し, 問題数及び試験時間については,次の ということで記載しております。

配点の科目間における配分については、「公法系、民事系、刑事系を2対3対2程度を基本とする。」と書いておりますが、これにつきましては論文式ではこのような配点でもよろしいのではないかということで、御異論はなかったというふうに考えております。しかし、短答式については、民事系の割合を高くして、公法系対民事系対刑事系の割合を3対5対3、あるいは、2対5対3程度にする方がよいという御意見がございました。

選択科目につきましては、「論文式試験における公法系科目及び刑事系科目の配点を超えない範囲内にする。」という程度に記載を止めております。

【釜田委員】ここはいかがでしょうか,先程来出ている問題でございますが,論 文式と短答式の配分内容を変えるか,変えないか。

【磯村委員】刑事系と公法系を分けるかどうかは別として,基本的には同じようなことで,論文式は2対3対2でいいけれども,短答式は少し違うのではないかと思います。

【釜田委員】3:5:3ですか。

【磯村委員】私の場合3:5:3で,鈴木委員の場合は2:5:3ということです。

【釜田委員】これについては,いかがですか。

【横田人事課付】科目別ワーキンググループでは,論文式と短答式は同じ比率で

よいという意見が大勢でございました。

【磯村委員】さっきと同じ問題だと思いますが、やっぱり、特に幅広く聞くというときには、とりわけ短答式の場合はそれなりの問題数を出す必要があると考えています。それと民事系の内訳として、民法・民事訴訟法・商法を各20問かける3程度でいいのかという問題とも関連しているようには思いますが。

【宮川委員】幅広く聞くというのは,毎年幅広く聞くということではないと思います。幅広い分野から,毎年少しづつ焦点をずらして聞いていくということだってあり得ると思います。

【中川委員】確率論的には全く同じなんですよね,幅が広くて,どこからか出て くると。

【鈴木委員】法科大学院を出てくるということになりましょうから,新司法試験を受ける人の勉強のスタンスの問題も出てくるのかなと思います。要するに,勉強に時間が掛かる民事系とですね,公法系,刑事系と比べて,あまり配点が変わらないということになると,やはり,勉強の取組方も違ってきてしまうという問題があります。広い範囲から比較的に少ない問題しか出ないとなりますと,どうしても山が当たったとかですね,うまい具合に自分の得意分野が出たという問題が出てきてしまうのではないかなと,そういうことを心配しております。ですから,やはり,先ほど申しましたような配点の差を設けてしかるべきではないかなという意見でございます。

【宮川委員】現在の司法試験は、配点の上でも、問題数の上でも全く平等ですけれども、その現在の司法試験の下で、民事系、とりわけ民法の能力が、他の科目の能力に比べると落ちるということはあるのですか、それはないですよね。

【鈴木委員】現在ですと,例えば,よく言われます親族相続なんか問題としてもあまり出ないと,だからあまり勉強しないと言われております。 今後,法科大学院を出ている人を対象とするわけですから,その辺なんかを幅広く聞くというこになりますと,今の司法試験が配点が同じだからといって,今後も同じということにならないのではないかという気がしますが。

【宮川委員】それは,親族相続を全く出さないという状態が続いているということの結果なので,親族相続の短答式の問題が幾つかは出る可能性があるというようにすればよいのではないでしょうか。論文式で親族相続の適切な事例問題を作るということはなかなか難しいですから,短答式の方でカバーするということをすれば良い。

確かに短答式の問題数を変える必要はあるし,論文式の時間も変える必要があ

ると思いますけれども,配点を変える必要があるのか。それについて,もう少し 合理的な説明が必要なのではないかなと思います。

【小津委員】今の点ですけれども、私も2対3対2ぐらいならいいかなという気がしないわけではないですけれども、配点を変えるというのは、なかなか重大なことでありまして、司法試験が配点の上で民事系を重視するということになるわけですね。私の理解では、司法制度改革審議会の意見書の中には、積極的にはそういう思想が出ているわけではないように理解しています。そうすると、正に我々の検討と、そして司法試験委員会の決定の責任においてそうするということになりますので、そうするべきだということについて、世間の人に対しても相当論拠を詰める必要があるなと思っております。

それから,確かに民事系の分野が幅広いというのは,そのとおりでありますので,例えば短答式の出題の数でありますとか,あるいは,設問についてもできるだけいろいろな知識を持っていないといけないような工夫が必要になると思いますけれども,これは出題の問題ではないか,やり方の問題ではないかと思います。宮川委員がおっしゃられたように,私も現行の司法試験に合格しましたけれども,試験の準備という意味では,民事系に非常にたくさんの時間を掛けました。同じ配点ですけれども,その配点の中で民事系に時間を掛けて勉強しないと,民事系の科目ができないからそうしたわけで,それやこれやを考えますと,皆さん特に御異論がなければ,私は2対3対2ぐらいでもいいかなと思っていたのです。けれども,宮川委員の御指摘をいただいて考えますと,これはかなり大きな問題ですので,もう一度ゆっくり考えてみる必要があるかもしれない気がします。

【横田人事課付】科目別ワーキンググループで科目間の配点比率を2:3:2とされる最も重要な根拠は,元々の基本となる法律分野が2対3対2の割合であるということだと思います。民事系は民法,商法,民事訴訟法の3分野,公法系は憲法と行政法の2分野,刑事系は刑法と刑訴の2分野ということです。

【宮川委員】民事系は法分野が1つ多いからということですか。

【横田人事課付】そうです。商法と民法と民事訴訟法が入っていて3分野だと。

【釜田委員】短答式もそういう比率ということですか。

【横田人事課付】そういうことではないでしょうか。

【釜田委員】これは,ここで出た御意見も紹介させていただいて,ワーキンググループの御意見を伺ってみましょうか。そうしましたら次の説明を。

(庶務担当から配布資料1中,1の(2)の二つ目の について説明)

【横田人事課付】各科目間の配分における問題数と試験時間についてでございます。「問題数及び試験時間の科目間における配分は,必ずしも各科目間の配点に比例する必要はないものの,」として,配点に比例する必要はないということを明示し,結論については,「具体的に出題形式と密接に関連するものであり,今後,公法系科目,民事系科目及び刑事系科目については,科目別ワーキンググループの検討を踏まえて更に検討する。また,選択科目については,これらの検討結果をも踏まえつつ,全体としてバランスのとれたものとなるよう検討する。」という内容となっており,基本的には,科目別ワーキンググループの検討を踏まえて,更に検討を行うという内容になっております。

【釜田委員】ここは、いかがでしょうか。

【横田人事課付】ここで科目別に対するメッセージとして,問題数と試験時間は必ずしも配点に比例させる必要はないということを言ってあげてはどうかということです。

【磯村委員】短答式の場合に,意見を申し上げていたのですが,配点を変えるとすると,それは問題数を反映するものではないかなと思いますし,問題数が違うということから,時間もそれなりに違ってくるということはストレートに出てくるかなと思います。民事系の場合に,論文式で,例えば同じように2問出して,その配点を多くするということは,論理的にはあり得ると思いますが,ただ,実質3科目だということであれば,そこも2問でいいのかどうか,むしろ逆に疑問があるかと思うのですけれども。

【宮川委員】あまり意味のある文章として,全体的に読めないのですけれども, こういうことを書かなければいけないわけですか,なぜ書かなければいけないの ですか。

【横田人事課付】問題数,試験時間,配点というのは,基本的には比例すべきという考え方があり得るので,もし,この文章を置かない場合,科目別ワーキンググループからは,問題数,試験時間は配点に必ず比例すべきなのかという疑問が生じると思います。実際にも,科目別ワーキンググループの方から,そのような質問がございました。それで,必ずしも比例する必要はないということを明らかにするために,このような文章としてまとめさせていただきました。

【中川委員】科目別ワーキンググループの皆さんが知りたいのは,もっと具体的なことではないのですか。例えば,1頁の1番下の短答式については,1科目当たり何時間と言わずに決めて下さいと,公法系は何時間にします,大体何問ぐらいにしましょうと,論文はもうこういう割り振りでですね,何日目の何時間目は

こういうふうにして,出題数はこれぐらいと,そういうことを欲しておられるのではないのですか。

【横田人事課付】必ずしもそうではなく,具体的な時間や問題数などは科目別ワーキンググループで検討しておられます。

【中川委員】我々がそういうようなことをすると,私は考えていたのですが,それをたたき台にして,科目別ワーキンググループの皆さんが,それはちょっと困るだとか意見を述べられるというふうに。

【横田人事課付】たたき台という形でなら。

【中川委員】もちろんそうですよ。全部決めるわけではなくて,誰かがたたき台を作ってあげたほうが,全体のイメージがわくのではないかなと思うのですけれども。これをもう一度議論しなければいけないような形になりますね,こういうレンジで示しますと。

【小津委員】そこは,決めてしまった方が楽だという感じが私もするのですが,科目別の方で,もっと幅を持たせてもらった方がいいということもかなりあるように聞いておりまして,例えばですけれども,今ここに書いてある程度のことを書いて,科目別ワーキンググループに,こんなのではなくてもっと詰めてくれとか,逆にここまで今の段階で決められると困るということを,聞いてみるというのはいかがですか。

【鈴木委員】むしろ,議論自体は科目別ワーキンググループの方が進んでいるようですね。ですから,心配なのは,先ほど民事系に対してメッセージが必要だということがありましたけれども,そういうところがどうなのかなというふうに考えています。問題数と配点の比例という点も,先ほど宮川委員が,それは必ずしもしなくてもいいのではないかと言われたようなことをどうするかという,例えば民事系には,問題を多く出してくれと,ただ配点は,2:3:2に揃えるということでいいかどうかという,これは具体的な問題としてあるのではないかなと思います。

【宮川委員】受験者の方から見ると、問題数と配点が比例していると考えるのが自然ですよね。短答式問題数が2対3なら、配点も2対3と比例しているのではないかと。

【柏木委員】そういう期待を保護してやる必要もないのではないですか。期待があるから,例えばやさしいところからやっていこうとする者がいれば,これはだめだよと言わなければいけないのかもしれませんけれども,それは前文に配点と

問対数は一致していませんというようなことを一行書いておけば済むわけですから。むしろフレキシブルにいい問題を作っていただいた方が良いと思うので,問題数と配点のリンクを厳しくするメリットは,何もないように思うのです。

【中川委員】だけど、試験というのは、やっぱりある程度単純でなければいけないですよね。ものすごく複雑だと、どんどん複雑になっていくでしょう。だから、一番最初はできるだけシンプルな制度にして、受験者に分かりやすいものとしておくのは、大切なことだと思っているのですが。それがちょっとひねることによって、大変顕著な効果というか、影響が出てくるような話は別ですけれども、大したことがないということならば、やっぱり受ける方にとって分かりやすい制度設計の方がいいと思いますけれども。

【横田人事課付】問題数と配点を比例させるということになりますと,問題の点の配分もすべて,例えば,5点問題を各科目1問ずつ出すのであればすべて出しなさい,1点問題をこれだけ出しなさいというふうに,かなり各科目の出題を拘束することになります。一方,配点と問題数が比例していない場合には,受験者に対し,配点と問題数が比例していませんということについてあらかじめ周知をはかれば済むことですので,問題数,試験時間を科目の配点と比例させるというふうにここで決めてしまうことは,科目別の出題の仕方を拘束してしまうことになりはしないでしょうか。

【宮川委員】ただそこは、おっしゃることはよく分かりますけれども、ある程度縛りをかけておかないと、例えば、極端に言えば、民事系に60点配点して、おおむね民事系は60問作られると、公法系に40点配点して、そこの中で公法系が80問作って1問当たり0.5点ということを可能とすることにもなってしまいますよね。それは、問題の質にもよりますけれどもバランスは取れませんね。

【横田人事課付】先ほども申し上げましたが,現時点では,各科目別ワーキンググループで検討中の短答式試験の問題数は,公法系48問程度,民事系60問程度,刑事系40問程度ということです。

【宮川委員】前回科目別ワーキンググループとの意見交換のときは、公法は100問とおっしゃっていましたね。

【横田人事課付】解答の個数にすると100になるそうです。

【中川委員】配点は,受験生にはオープンにするのですか。

【池上人事課長】はい,規制改革推進3か年計画等の政府方針に基づき,国家試験は配点を公表するという方向で進んでいますので。

【中川委員】配点を公表する。

【池上人事課長】平成12年ぐらいから公表しております。

【中川委員】それをやらないと、だましみたいな感じになりますね。

【池上人事課長】現在は合格最低点も公表しております。

【中川委員】そうですか、それにしてもややこしいな、民事系が例えば幾つだと、 それが何を意味するのかと、受験生がどういうふうに考えますかね。やっぱり民 事系をたくさんやった方が得だと。

【磯村委員】科目を分けてやれば配点を変えることにもあまり問題はないですね。例えば,大学入試のセンター試験でも,問題によって正解すれば何点という形ですから,同じようにいけるかなと思いますが。全部一括で実施して,問題数が違って,しかし配点はその問題数には比例しないということだと,受験生は混乱するかなと思いますけれども。

【中川委員】一番分かりやすいのは、1問1点だと、これは誰でも分かりますよね、あるいは、この系については0.5で見ますよとか、はっきりしていればいいけれど、変な数字だとよく分からなくなりますね。仮に公表したとしてもですね。

【磯村委員】確かに同じ系の科目の中でも重みの違う出題の仕方というのはあり得ると思いますので、全部均等な配点が必要かというと、そうではないだろうと思います。このたたき台案は裏側から書いておられるだけなので、現在の段階での書き方としては、これでいいのではないかと思いますが。これは、いろいろ今後のバリエーションを残しておくということでいいかなと思うのですけれども。

【中川委員】受験生にできるだけ分かりやすいものにするというのがね。

【磯村委員】今度の中間報告では,もうちょっと違う表現になるかもしれませんが。

【釜田委員】今の御意見を踏まえ,科目別ワーキンググループの御意見を伺った上で,なお検討を続けるということにしましょうか。それでは(3)のところに入らさせていただきます。

(庶務担当から配布資料1中,1の(3)の一つ目の について説明)

【横田人事課付】出題方式及び解答方式についてでございますが,まず,「短答式試験については,現在の短答式試験よりも基本的な問題を多数出題するものとする。」としております。この在り方検討グループで,基本的な問題を多数出題するという御意見がございましたので,基本的な問題の基準というのをどこに置くかということで,現在の短答式のように複雑ではなくて基本的な問題という趣旨で書かせていただいております。ただ,基本的な問題の中身についてこれだけでは分からないではないかという御意見もあると思いますが,取りあえず今のところまとめさせていただくとすれば,この程度で御意見の一致を見ているのではないかと思いました。

【釜田委員】これ自体はよろしいのではないでしょうか。具体的に何が基本的かはまた各科目別ワーキンググループでも御意見を得たいと思いますので,取りあえずこれはこのままにしておきましょうか。

【柏木委員】よろしいと思います。

【鈴木委員】先ほどの民事系について,この中であるかどうかということでしょうね。

【磯村委員】多数出題するという、多数のイメージが。

【鈴木委員】これでも多数ですと言われてしまうのかと。

【磯村委員】ついでに言えば,例えば民事系で90問というときに,私は単純に割る3ではなくて,民法系は40問ぐらいで,残り25問ずつというイメージを 実は考えていたのですけれども。

【鈴木委員】そこまでは口を出せませんかね。私もその辺の感覚はよく分かりますけれども,トータルでもう少し頑張ってくださいという感じはします。

【釜田委員】これは,後日検討するということにいたしましょうか。それではそ の次の。

【小津委員】ちょっとすみません。むしろ,ここで決めなくていいかどうかというもので,短答式試験への六法の持ち込みについて,科目別ワーキンググループの方で気にしておられるのではないかなという気がするのです。個人的にはやっぱり短答式には六法を持ち込まない方がいいのではないかなと考えているのですけれども。

【宮川委員】これは,はっきり早く決めないと科目別グループの問題案作りが困 りますよね。

【釜田委員】この点はどうでしょうか。短答式試験への六法の持ち込みは。

【磯村委員】これはいろいろな機会に研究者仲間に意見を聞いているのですが,反応としては両方あり得るというところですね。問題を作るときに,六法の持ち込みを認めないとするとどういう出題があり得るか,認めるとどういう出題があり得るかということを,各論的に検討していただく必要があり,抽象論でいくら議論しても前に進まないのではないかという印象があって,ここで抽象的に六法持ち込みの可否を決めるのは,どうも適切ではないように思います。この場では,この問題を意識して検討を進める必要があるのではないかという,そういう問題提起を是非しておきたいと思うのですが。

【釜田委員】こちらから科目別ワーキンググループの方へ少し問いかけるという 形になるのでしょうか。

【柏木委員】さっきから意見が出ていたのは,例えば1問を3分30秒では多いと,もっとパッパッとやるというような考えでした。しかも問題数を多くやるということのイメージは,そんなところでいちいち六法を開いて解答するのではないのだよというイメージではないのですかね。だから方向性としては,短答式は六法を持ち込まないということを前提に考えた方がいいのではないかと思うのですが,どうでしょうか。

【小津委員】私も特定の設問について,これを条文の知識が必要だけれども,条文を覚えている必要がないと思えば,そこに条文を引用していればいいのではないかという気がしまして,むしろ,スッキリと今と同じように短答式は六法を持ち込まないという方がいいと思うのですけれども。法科大学院の方で,多くの方が是非そうしていただきたいと言っておられるとすると,どういうことでそう言っておられるのかということが分からない。

【磯村委員】試験制度のデフォールトを現行司法試験に求めるかどうかという話にも関係するのですが,語学試験をやるときに辞書の持ち込みを認めないかというとそうではないのと似ているのではないかと考えています。多くの方々の懸念は,六法の持ち込みを認めると条文をちゃんと読まなくなるのではないかということですが,これは正にたくさんの問題を出せば基本的な条文についていちい方六法を確認しないと解けないようでは間に合わないと思うのです。重要なのは,一つには条文の暗記で解けるような出題を防止するということと,それから有っても無くても同じであれば別に持ち込みを認めても支障がないように思います。現在の短答式の問題でも,六法の丸暗記で足りるという問題はないのではないで

しょうか ,条文を前提としてそれをどう理解するかを問う出題になっていますが , それを技巧的な形にせずに出題すれば , 六法の持ち込みを認めることに弊害は余 りないのではないかという気が逆にするのですけれども。

【鈴木委員】六法を見て,すぐ分かるような問題を出さないということですと,そもそも六法を持ち込まなくてもということになりますし,逆にこれは特殊な条文だけれども知っていなければ分からないというときには,小津委員がおっしゃったように,その分参照条文みたいなものを問題文の中で書いておくぐらいで足り,結局,六法持ち込みをしてもあまり変わらないよという問題を作るのであれば,持ち込みを認める必要はないかなと思います。特に問題数をたくさん出しますと,本当に六法を引いている暇がないということでしょうし,逆に六法をめくるスピードで勝負がついてしまうということはあまり望ましくないでしょう。

【磯村委員】私のイメージは,一つは比較的簡単な事例問題を出すときに,この条文とこの条文を使って,こういう結論が出せるというように,法律家が条文を使って作業をしているのと同じ基礎的な作業を行わせるのは,十分に意義があると思うのです。

【宮川委員】私の意見は,短答式試験における六法の持ち込みにはどちらかというと反対です。敢えて,六法の持ち込みを認めるほど,そういう改革をしなければならないほどの問題があるのか,疑問です。六法の持ち込みを認めると短答式の問題の作り方が変わってきて,法的推論を問うものに大きく傾斜せざるを得なくなっていくのではないかと,そういう問題点が逆に一つあるのではないかと思います。

それから,勉学のプロセスの中で集中的に条文を何度か読み込むということも,ある一時期では必要なので,なかなか法科大学院の教育のプロセスの中では条文全体を読み込むということは難しいでしょうから,法科大学院修了後に集中的にですね,読んで知識整理をすると,自分が学んできたものを現行の条文の体系の中で整理してみると,そういう機会を与えるという意味で,むしろ六法は持ち込まない方がいいのではないかと思います。

【釜田委員】これは,科目別ワーキンググループとの意見交換まで少し留保しておきましょうか。今日の文章としては基本的な問題を出題するということで決めさせていただきます。それでは次のところを。

(庶務担当から配布資料1中,1の(3)の二つ目の について説明)

【横田人事課付】次は,論文式の出題についてです。「例えば長文の多種多様で複合的な事実関係による設例を読ませた上で,法的に意味のある事柄を取り出させてその事実関係にふさわしい解決策を示させたりすることなどにより,事例解

析能力,論理的思考力,法解釈・適応能力等を十分に見ることを基本とするが,その在り方については,科目別ワーキンググループの検討を踏まえて更に検討する。」というものです。司法制度改革審議会の意見書から取ったものですが,意見書には「企画立案の在り方」、「紛争予防の在り方」等を論述させるという表現がありました。しかし,「企画立案の在り方」、「紛争予防の在り方」を論述させるような問題は必ずしも簡単には作れないし,科目によっては作問が相当困難な場合もあるのではないかという御意見もございまして,「企画立案の在り方」な場合もあるのではないかという御意見もございまして,「企画立案の在り方」を高いは「紛争予防の在り方」という表現を直接用いることはせず,「解決策を示させたりする」ことなどによりという表現にさせていただきました。

【釜田委員】いかがでしょうか。よろしゅうございますか。(一同了承)それではこれはこういう形にしておくということで。次をおねがいします。

(庶務担当から配布資料1中,1の(3)の三つ目の について説明)

【横田人事課付】次は,短答式試験の解答方式についての項目でございまして,「マークシートによる解答が可能なものとする。」という内容でございます。これについては特に御異論はなかったと理解しております。

【釜田委員】これはよろしゅうございますね。(一同了承)そうしましたら次の ところをお願いします。

(庶務担当から配布資料1中,1の(3)の四つ目の について説明)

【横田人事課付】次は,選択科目についての共通の方針の関係でございます。「選択科目については,どの科目を選択した者でも,「選択科目」という枠内で,等しく評価されることを担保する必要があることにかんがみ,その出題方針等について,何らかの共通する基準を設定することが必要であることから,その具体的内容を検討する。」ということで,当初「出題方式及び解答方式と」掲げておりましたが,そういうことよりも,むしろ選択科目で設定するべき事項というのは,どの程度の問題を出すのかとか,基本的な問題を出題する方向性であろうとか,そういう御協議がございましたので,そのことも含めまして,出題方針等という広い言い方に改めさせていただきました。

【釜田委員】問題なければこれで,進めさせていただきます。(一同了承)それでは,大きい題目の2のところに入らさせていただきます。採点及び合否判定に関する事項の1でございます。

(庶務担当から配布資料1中,2について説明)

【横田人事課付】お時間も押しておりますので,まとめて御説明させていただきます。

## 【釜田委員】はい。

【横田人事課付】まず,論文式試験の採点方法につきましては,いわゆる論点主義の弊害ということを危惧される御意見が多かったものですから,そこを書かせていただき,「単に,多くの論点に触れているか否かにかかわらず,出題に含まれる問題点を的確に抽出・分析する能力とともに,全体的な論理の構成力,文書表現能力などを総合的に評価することに意を用いるものとする。」としました。この書きぶりの限度では,御異論は無かったものと考えております。

次の でございますが、「論文式試験の採点に当たっては、一つの問題について、多数の考査委員が分担して採点することが必要であることにかんがみ、同じ問題について答案を採点する委員間で、採点結果に著しい差異が生じないように、答案の評価についての考え方を統一する方策を検討する。」という内容でございます。これは、いわゆる評価基準というか、採点基準を策定するなど、いろいろな考査委員の間でばらつきがないようにする方策を何らか検討するという方向性を示したものでございます。

次の は、「客観性、公平性確保の観点から、考査委員間における採点格差及び選択科目間における格差を調整するための方法を検討する。」ということでございまして、現在は偏差値による調整を行っておりますけれども、また、今後の試験でも現在と同様の事情から何らかの調整の方策を検討するということでございます。

次は,短答式試験による第1次評価の方法でございまして, , , というふうに考えられるパターンを整理いたしました。「全科目総合の最低ラインのみを制定する。」という御意見と,「総合の最低ラインプラス各科目ごとの最低ライン」という御意見と「科目ごとの最低ラインのみでよい」という御意見がございました。このところは,分かれたところでございます。

論文式試験の評価方法につきましては,次の のところでございますが,論文式試験においても,科目ごとの最低ラインを設けるか否かを検討すると,そして,公法系,民事系,刑事系と選択科目とで扱いを異にすべきか否かについて検討するという書き方にとどめておいてございます。

さらに、最後、短答式と論文式の総合評価の方法でございますが、総合評価については、配点の比重を短答式試験より大きいものとするということにつきましては、イメージとして相当程度大きいものを考えておられるのではないかということで、「相当程度」という文言を入れております。

最後,総合評価についての考え方ということですが,配付資料2の表のとおり, 総合評価にはいろいろな方法があり得るということでございます。

【釜田委員】今の採点・合否判定に関するところで,御意見を頂戴したいと思い

ます。特に一番最後の4のところでございますが,総合評価の方法と,(2)のところの短答式試験による第1次評価の方法,まだ御意見が煮詰まっていないところでございますので,残りの時間でお気付きの点をお出しいただけたらと思います。

【宮川委員】論文式試験の採点方法2の(1)の最初の のところですが、一つは文章上の問題で、1行目の「単に」という形容詞は何に掛かるのですか、何か 形容詞の座り方が悪いという感じがして、削ったらどうかと思います。

もう一つは,「出題に含まれる問題点を的確に抽出・分析する能力とともに,全体的な論理の構成力,文書表現能力などを総合的に評価することに意を用いるものとする。」というこの表現ですが,その前の頁の一番上,そこでは審議会意見の表現で「事例解析能力,論理的思考力,法解釈,適用能力等」恐らくこの「等」には文書表現能力が含まれるのかなと思うのですが,表現を統一した方が良い。

【池上人事課長】庶務担当の方の意向としては,この全体的な論理の構成能力, 文書表現能力などを総合的に評価すると,これはいわゆる前回の御議論等でござ いました印象点とか,そういうような,キラリと光るものを見つけるとかいうの は,出題の意図とは別に,採点の対象になり得るのではないかと,それをいい表 現かどうかは別として書いたという,そういう意図でございます。

【釜田委員】なるほど。

【小津委員】それでは,御指摘のとおりその点を書くとしても,その前の頁に書いてあることとなるべく合わせたような表現をされてはいかがでしょうか。

【釜田委員】それでは,ここのところを突き合わせてみてください。他にいかが でしょうか。

【磯村委員】一つは,2の(1)の最後の「客観性,公平性確保の観点から」,考査委員間の採点格差の問題なんですが,その採点委員が付けているトータルの中でのバランスが全体として一致していないという場合には,この偏差値方式によるかどうかは別として,こういう是正が可能なんですが,同一答案について複数の採点者が,かなり違う評価を付けている場合をどうするかということも,同時に考える必要があるのではないかと思います。これは総合点積み上げ方式の場合に基準が細かければ,あまり差が無いということなのかもしれないのですけれども,5点刻みのような場合にも,かなり大幅なズレを矯正する方法が必要ではないかと感じています。

【柏木委員】今の点について逆の考え方を持っておりまして,そういうことをやり過ぎると,むしろ金太郎アメのような合格者ばかりになってしまうのではない

かと思います。むしろ採点委員というのは,非常に見識がある人が採点委員になっているわけですから,その人がキラリと光るものは,採点委員ごとに違っても構わないのではないかと思います。例えば,アメリカのロースクールでは,入学をするときにある採点委員は,私はリーダーシップを大切にする,ある人はプロボノ活動を大切にすると,いろいろな観点があってそれで選ぶから,ああいうバラエティーがある人達が出てくる。むしろそれを私は歓迎すべきなのではないかという気がするんです。あまりにも物の考え方,採点基準を厳格に統一する,基準化してしまいますと,おもしろい人間が全然出てこなくなってしまうのではないかということを感じます。

【磯村委員】今の場合,同一答案を複数の人が見ますよね,そうすると1人が高く付けてても,もう1人が非常に低く付ければ,キラリと光るのは相殺されてしまいますよね。1人が決定的にこれでいいと思ったら,いい点数が付くということであれば,キラリと光るままでいいのでしょうけれども,そこが相殺されてしまうと,結局,実は逆効果なのではないかという,むしろそちらの方の懸念なんですけれども。前にドイツの例で一定点数以上の差がある場合には,2人の試験委員が相談し合って再調整を行うという制度があるということをお話しいたしましたが,それと同様の方法があり得るかもしれないということなんですけれども。

【宮川委員】一つの答案を複数で見るということは決まっていませんね。かなりの分量の答案となることが想定される。今までのように一つの答案を複数で見るということが果たして今後も可能なのかということも検討しなければいけない。

私は,採点評価書を作る,それから試験直後に考査委員の中心的なメンバーが100通か200通を集中的に見て,それらを一べつした結果に基づいて,また補充の採点評価書を作り,合同会議を開いて,それから委員全員で採点に入るというシステムがいいのではないかと思っているのですが。その場合に1人に任せていいのではないだろうかと。ある一定数,つまり合格答案か不合格答案かの分かれ目のですね,上下20パーセント,合格答案の下から20パーセント,不合格答案の上から20パーセントぐらいを,もう1人か2人で見るということでチェックをするというシステムを採れば,合格答案かどうかの判断の公平性を担保できるのではないか。この方法によれば,見る答案数を相当程度減らすことが可能となる。こういったことも議論してみたいと思っていますが。

【鈴木委員】いろいろな意見があり、私も意見があるのですが、今日はどこまで 具体的な意見になるのかということですが、宮川委員の今の話ですと、この文章 自体について何か異議がおありですか。

【宮川委員】これ自体に異議があるわけではない。

【鈴木委員】これは,一通を複数でということを当然の前提としているかどうか

という問題ですかね。

【宮川委員】ただ,この「考査委員間における採点格差及び選択科目間における 格差を調整するための方法を検討する。」というのは,そのことが前提となって いるのですかね。

【横田人事課付】現行試験では既にやっていることですが,新司法試験でも,やるとしたら一つの方策として考えられると思います。

【宮川委員】本日は,優先的に検討すべきことに関する意見を当面まとめるということですから,今の議論のことは,次回,あるいは次々回でということで。

【釜田委員】そうですね。他にはいかがでしょうか。今日の後半のところは時間不足でございますので、今、頂きました意見の段階で終わらせていただきまして、また、御意見を庶務担当の方でまとめていただきまして、次回の26日の会合でもう少し御検討いただくことになるでしょうか。それでよろしいでしょうか。

【小津委員】それで結構なのですけれども,中間取りまとめをオープンにする時期がやや迫ってきております。そこで,みんなで議論はするのですけれども,今日異論はないと言われた項目,そして,やや議論不足でしたけれども,今のところ異論が出なかった内容をベースにして,要するに,ここに書いてあることをまとめてですね,これを中間取りまとめというスタイルにしたらどんなものになるのかということをできれば庶務担当で作っていただいて,それをベースにして次回議論をすると効率的かなという気がするのですけれども。

【釜田委員】中間取りまとめの案ですね。

【小津委員】次回,相当時間が取ってあると思いますので,十分議論ができると思います。

【池上人事課長】オブザーバーの先生方の御協力を得ながら,庶務担当案を作ってみたいと思います。

【釜田委員】一つよろしくお願いいたします。